

平成 21 年度 第 4 回 村上市上下水道料金統一検討委員会 議事録

1. 開催日時 平成 21 年 11 月 26 日 (木)
2. 開催場所 朝日支所 2 階 第一会議室
3. 出席委員 板垣藤生, 伴田友子, 富樫アヤ, 岩浅孝, 田中早苗
本間英三, 島田好, 佐藤勝敏, 斎藤鶴二, 大滝キク子
4. 欠席委員 長浜フミエ, 松田昭平, 松本豊, 高橋賢一, 佐藤利子
5. 出席職員 渡辺部長, 田島課長, 松田課長補佐, 須貝係長, 遠藤副参事
川内局長, 三鍋次長, 大西係長, 長柄係長
本間課長, 山田副参事, 奈良橋課長, 志村係長, 吉村課長
菅原係長, 斎藤係長
6. 会議次第 別紙のとおり
7. 会議経過 別紙のとおり

平成 21 年度 第 4 回 村上市上下水道料金統一検討委員会 会議次第

日時：平成 21 年 11 月 26 日（木）

午後 2 時 00 分～

場所：朝日市所 2 階 第一会議室

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 報告
4. 議事
 4. 1 下水道使用料の検討 下水道資料
 4. 2 水道料金の検討 上水道資料
5. その他
6. 閉会

会 議 経 過

1. 開会

事務局； ご案内しておりました時刻となりましたので、ただ今から第4回の『上下水道料金統一検討委員会』を始めさせていただきます。次第の2番の委員長あいさつをお願い致します。

2. 委員長あいさつ

委員長； 今日は第4回目の委員会ということでご案内申し上げました。ご多忙の所、ご出席頂きまして本当にありがとうございます。最初は4回ぐらいの予定でこの検討委員会を開催して素晴らしい案を答申しようということできたわけでありましたが、今日4回目ではありますけれどもこれから1・2回委員会を開催してきちとした線で皆様方のご意見を集約して答申したいと思っております。従いまして今日は色々なご意見があろうとは思いますが、資料も前もってお配りしてあります。委員の方から表をグラフにまとめて何とか分かりやすい表を作ったらどうかというご指摘がありましたので、資料を作成しご提出申し上げるわけでありまして、どうか皆様方の素晴らしいご意見を頂きましてきちとまとめていきたいと思っておりますので、最後までご協力をお願い致します。簡単ではございますけれども委員会の開催に当たりまして一言ごあいさつといたします。

3. 報告

事務局； それでは3番の報告ですが、報告事項はございませんので次第の4番の方に入らせていただきます。

委 員； ひとつ良いですか。今、政府で事業仕分けをやっておりますが下水道については地方に任せるという振り分けでございました。その中身を見ると集落排水等については浄化槽方式がよろしいかというような事で新聞に書いてあります。地方に任せるというのはどうゆうことなのか良く分からないので今年度の予算が上がってくると思いますが、国からの補助等はなくなると思いますので是非調べて教えていただきたいと思っております。

事務局； 仕分けの中で委員がおっしゃるような話が出ております。下水道の整備が終わっていないのが荒川地区と村上地区の二つの地区があります。ただ荒川地区については平成24年度に終わる予定でありますし、それから村上地区につきましても平成30年度でこの事業は終わる予定です。合併浄化槽で整備するところは荒川地区・村上地区も既に終わっている段階です。合併浄化槽で整備というのはこれから下水道計画を作って整備していくところの話になるかと思っております。

委 員； そうすると荒川地区の24年までと村上地区の今行っているところは国からの補助金を今までどおり頂いた形で事業が進められるわけですね。

事務局； 村上地区も荒川地区も、公共下水道事業で整備していくことと既に決定されておりますので今と同じ方法でやっていくということでございます。

委員； 変わるとすればその後の事についてですか

事務局； 地理的に下水道がどうしても繋がらない場所については現在も合併浄化槽で整備していく制度がありますので、それらを利用しながらやっていくということでもあります。

議長； 委員が言いたいのは、国が今事業仕分けをやっていて下水道事業に関しては国から地方に委譲するが、今までは国に直接請求して決まれば地方に下水道事業についての補助金等の財源が流れていた。今言われるのは地方に委譲したときに村上市で現在行われている村上地区と荒川地区の下水道工事についての影響はあるのかないのか。その財源は国から来なくなればどこから来るのか、市に直接来るのかを聞きたいのだと思います。

委員； 後でいいです。国の事業仕分けだけで 12 月に予算が決定されて国会に通ればそのとおりになると思いますが与党でやっていることなので大体そうなるとは思いますが、地方というのも新潟県の事を言うのか村上市のことを言うのか良く分かりません。村上市の場合だとどうなるのかを教えてくださいたいと思います。

議長； それでは議事の 1 番目の下水道使用料の検討に入らせていただきます。

4. 議事

4. 1 下水道使用料の検討（資料：下水道資料）

事務局； 下水道資料の 2 ページ目を開いてください。この前、皆様方から分かりづらいということでありましたので料金収入等の推移ということでグラフを見やすく変えてみましたので見ていただきたいと思います。この中の**繰入金**というオレンジ色のグラフがありますけれども、飽くまでも下水道事業については下水道会計だけでは賄えないということで一般会計からお金を繰り入れてもらっている部分が繰入金であります。それからその下の**企業債（地方債）償還金**のグラフについての説明ですが、企業債については下水道事業で多くの経費を使うということで次世代にも負担をしていただくことで地方債を借り込んで将来に渡って返していく償還金でありまして、償還金は 36 年ぐらいにピークになりそれから下がっていく。繰入金についても 36 年頃から償還金下がっていった分、繰入金も下がっていくということに今の村上市ではなっております。それから**建設改良費**のグラフが段々と下がっていきましますが、平成 22 年度で上海府地区の集落排水事業が完了する予定でありまして 22 年度で集落排水は工事が終わります。来年度だけですですのでそのまま集落排水として補助で貰えるつもりであります。それと平成 24 年度に荒川地区の公共下水道事業が完了する予定でありましてこの 24 年度で少し上がっておりますけれども、これは荒川地区を完了させて平成 30 年に村上地区は新設の下水道事業は終わるということでグラフが段々と下がっております。それから**企業債（地方債）**についても建設費が下がることによってグラフとしては段々と下がっていくというようなグラフになります。それからピンク色の**営業費用（維持管理費）**のグラフとその下にある黄色の**料金収入**のグラフが平行線で走っているようになっていますけれども、飽くまでも私たちとしてもこの線が維持管理費を料金収入で補うということで皆さんに料金設定の決定を検討していただいておりますが、26 年度で料金が変わることによってピンク色と黄色のグラフがある程度納まることによって維持管理費を料金で賄えるようになりますので、できるだけこの差を詰めたということで私たちの方では料金改定をお願いしている部分であります。

次の3・4・5ページになりますけれども、これは前にもお示ししましたが下水道料金の案を1案から3案まで載せております。汚水処理原価については有収水量を汚水処理費で割った部分でありまして1 m³の汚水処理費が755円掛かります。755円/m³ということではとても料金が掛かり過ぎるということで合併協議の中でも、せめて維持管理費を賄えるようにということで計算してみますと最低でも153円/m³が従量料金としても必要ですよということになっております。料金設定案の第1案としては料金を全国平均の基本料金を1,500円/10 m³、10 m³を超えるものについては170円/m³というのが第1案であります。それから4ページの第2案は基本料金を1,800円/10 m³、その時に従量料金を160円/m³でお願いしたいという案であります。5ページ目の第3案については基本料金を2,000円/10 m³、従量料金が150円/m³になります。そうなったときには先ほどもお話ししました有収水量を維持管理費で賄う場合に153円となりましたのでクリアしない部分がありますけれども、一応3案として作ってみました。水道料金については少子高齢化世帯の配慮により基本水量を5 m³にするなどと検討されておりますけれども、下水道については高齢者の一人住まいの住宅というのはなかなか下水道には加入していないのが実際ではありますし、一般会計からの繰り入れですので、水道会計のように補うことができないものですから採算性が取れないということで下水道は基本水量を10 m³に設定して3案を提示しております。

次に6ページのグラフをお願いします。6ページ目のグラフについては現在使用している数量データを第1案・2案・3案と料金設定順に置き換えたグラフであります。飽くまでもこの表の中にありますけれども、0~100 m³の使用量の方が全体の97.2%ということで100 m³までの関係ですけれども、第1案であれば量が少ない分が安いと。その代わり量が多くなると高くなる。第3案についてはその逆であるというようなグラフになっておりますので第3案は維持管理費を賄うということで数量的にはそんなに差はありませんけれども、今の使用量を第1案から3案までを置き換えるとこのようなグラフになります。

それから最後の7ページのグラフをお願いします。真ん中辺り第1案から3案までのグラフは維持管理費を賄うということを考えているグラフですので数量が多くなれば開いていきますけれども、40・50 m³までは三本とも同一線上に並ぶようなグラフになります。その三本のグラフの上に神林地区・荒川地区がありますけれども、この二地区については三本の線から40・50 m³から見てもその線よりかなり上にありますので神林・荒川についてはこの差額分を第1案から3案と比べてみても料金は下がりますというグラフになります。神林地区は従量料金がありませんので0円から始まっていますので神林だけは0~10 m³の所がまっすぐになっていますけれども、他の地区は基本料金が入っていますのでこのようなグラフになります。山北地区については第1・2・3案よりも下がっていますので料金は上がります。

村上地区についても第1~3案と比べても料金的にはかなり高くなるというグラフであります。朝日地区においては認定料金で計算上4人という計算をしていますのでこのようなグラフになっていますけれども、推測でしかありませんけれども朝日地区については40・50 m³使う家庭では4人ではなくて5・6人位になりますのでこのグラフも当然変化してきますけれども、飽くまでも基本料金を4人として計算した場合での料金になっていますが人数の多い場合であればグラフは村上地区に近づいていくということでもありますけれども、第1~3案と比べれば金額的には上がります。この中でどのようにしたら良いかということでご検討していただきたいと思っております。

議長； ありがとうございます。下水道につきまして詳細なご説明に至ったわけではありますが、これにつきまして1回目から4回目までをトータルで何でも結構でございますので皆様方のお考えになっていること、これからどうしたら良いのかということも含めてご発言願いたい

と思いますがいかがでしょうか。

～ 質 疑 応 答 ～

委 員； この 6 ページの合計件数の“10 万 3,744 件”というのは平成 26 年度の年間の見込み数ですか。現在、“10 万 3,744 件”なのですか。

事務局； 10 万 3744 件というのは今現在の件数となります。

委 員； では 26 年度の年間見込み数は大体どれくらいなのでしょう。

事務局； ちょっと今資料がありませんけれども少子高齢化の関係で数が減ってきています。後で調べます。

議 長； 後でお願いします。他にございませんでしょうか。

委 員； 7 ページですが、平成 26 年度にむけて第 1・2・3 案を採用した場合はこういうふうになりますよということですよ。現在ではなくて。

事務局； 平成 22 年度に料金が変わるのでなくて、現在の料金でいけばこうなるよということです。

委 員； 現在の料金でいくとこういうふうになると。第 1・2・3 案を行けば各地区の書いてあるとおりになりますよということですよ。先ほど聞いていたら第 1 案が青のグラフで書いてありますけれども、それよりも上に神林地区と荒川地区があるというのは第 1 案との差の分だけ安くなりますよということですね。村上・朝日・山北地区はそこまで高くなりますよということですね。それをこの前の一覧表で出した何㎡の場合は幾らと出したものをグラフ化したのですか。

事務局； そうです。

委 員； 先ほどの説明でいくと朝日地区も村上地区のような線になるということですね。

事務局； 朝日地区については認定料金ということで平均が 4 人でやっているものですからこうなっていますけれども、先ほど朝日地区の方から言われたのは 4 人であればそのくらいだけでも認定であれば 6 人とか 7 人とか多い場合もあるのですが、グラフとしては飽くまでも 4 人の場合での考えでやっていますので平らな線になります。

委 員； 朝日のグラフが平らになったのは 4 人として想定した場合が平らになったけど 6・7 人だと高くなる。

事務局； 朝日地区は認定ですけども、他の地区はメーターでやっていますので人数ではなく数量でやっています。

委 員； それは分かりますけれども基本料金は何人単位とか普通あるわけでしょう。10 人とか 20 人あるわけでないですから。朝日の場合 4 人でしたら、村上ははじめ 6 人位になるわけですか

ら。

議長； 朝日の場合は基本料金が 1,400 円で一人当たり 550 円を払うわけですね。きちっとした算定方式はありますが全部同じではなくて。

委員； 朝日の場合は基本料金の他に一人当たり 550 円とあるわけですから 6 人だと 3,300 円になるわけだから、朝日のやり方でやれば赤字になるのかどうか、維持管理が間に合わないのか、そういうふうに見てみれば安い方が誰だって良いわけですから。それから浄化槽の問題もありますので 30 年まで村上の工事を完全にできるまでは継続するわけですね。それまで補助金が出るか出ないかの様々な問題も多々出てくると思います。先ほどの話であっても今見直しをやっているわけです。こうして見てみると一番安いのは朝日みたいですから朝日よりどのくらい上がるか、そういうのをやっていってもらわないと高いとか安いとかバランスを取って平均はどのくらいになるかを出すのか。皆でこれくらいだと考えていかない。

委員； 普通の家庭で 2 人とか 3 人とかで大体間に合うわけですからね。

委員； 村上では平均 4 人はいきませんね。一世帯平均で 3. 何人ぐらいです。

議長； 20 m³で重なっているから村上地区の人たちをちょっと上げて朝日の所までみんな上げてここでまとめれば。

委員； その方が早いのではないかなと思います。

委員； 朝日のそういうデータを取られますか。

事務局； メーターを付けてやってみなければ分かりません。50 軒くらい付けてみなければ。

事務局； 下水道の認定数量というのがありますがけれども井戸水を使っていて実際に使用量が分からないというときに認定数量をつかいますけれども、その時に村上市が一人 6 m³でその他の所がすべて 8 m³使っていますので大体 6~8 m³ぐらいは一人平均で使う量でないかなと推測されますので、多い方でも 8 m³ぐらいで計算していけば人数によって決まりますけれども、例えば 4 人で 8 m³だと 32 m³、6 m³だと 24 m³、大体 25 m³~30 m³ぐらいの間で 4 人家族が平均的に使うのではないかなという形であります。

議長； 大分議論も具体的な数字になってきましたので非常に良い傾向だなと思います。ただそれを踏まえて皆様方のご意見もどんどん言ってください。決まってしまってからもう少し言えば良かったのでは遅いのですから、よろしくお願いします。

第 1・2・3 案と下水道料金の目安といいますかそういうものを計算してありますけれども、基本料金 1,500 円の場合は従量料金が 170 円、第 2 案では基本料金 1,800 円の場合は従量料金が 160 円、第 3 案では基本料金 2,000 円の場合は従量料金が 153 円必要だけれども 150 円ということになっております。これらのどの案を使ったとしても 8 億数千万円の維持管理費を見込めるということで想定されて計算できるわけでありまして。その辺の所で自分のところは高くなる安くなるではなくてマクロ的にもっと大きく物事を考えていかないとなかなか決まらないと思います。その地域の代表みたいな形でうちの方が安くなるから高くなるからやだよという発想ではなく、もっと大きくとらえて何とかして市のインフラ整備取り分け下水

道・上水道についてはどの程度決めれば皆さんが納得できるかなど。そして委員も誰かに聞かれたときにこういうことですよと細かいことは言わないで、15人全員で4～6回と集まって協議して決めたことだから何とか納得してくださいよという考え方でいかないとこの料金というのは利害が交錯するわけだから、なかなか難しいからその辺の事も踏まえながらご協議頂ければと思います。他に何かございましたらどうぞ。

委員； 本当にマクロで考えるのは私も賛成なのですが、とにかく村上市を発展させて良くしていくためには大きく考えないと駄目だと思います。前にもちょっと言ったのですが現状について色々と数字を出してもらいました。それで説明も聞いたのですが言葉だけで、書いてないものだからなかなかよく分からないのです。ぱっと見てみて村上市は安いから村上市からいっぱいもらって他の足りないところへその分を補充して全体を維持していくというような感じにみえます。世帯数も多いし税金もいっぱい納めていると思うのですがそういった意見をもっと大事にしてほしいということが一つ目です。

そして二つ目は水道局として村上市に一つだけ認められているのですよね。それでこの前も言ったのですが水道料金を上げたり決めたりするときはその企業でどんな事を努力して問題点をどういうふうにかつ克服しようとしているのかといった方針等をきちっと出して、それに基づいてやっていくと村上市はこうだ山北ではこうだというふうになりますよと全体をこうするために計算するとこうなりますよということをもうちょっと論理的に分かるようにしてほしいと思います。

先ほど委員長が言ったように説明してくださいとって区長会で聞かれても私は全然説明できません。今ではこういうふうになっていますよと数字を言うだけで実際に26年度になったらというのはこれから出てくると思うのですが、そうすればこうなりますよと。じゃあ何故そうするのですかとっても説明できないと思います。

議長； 本来であれば、こういうのはある程度のきちっとしたものがあってそれに当てはめていけば、どこにいても同じだったら一番良いだろうけれども、こういうふうになってしまっ取り分けこの地区は一斉にスタートしたわけではなくてハンディキャップか何だか分からないけれども100mも先にいたり、50m後ろを走ったりして、ゴールするときは皆並んでゴールするのでなかなか難しいところはいっぱいあるけれども先にいった人は待っていて、そして5人並んでゴールするという形にしていけないと自分だけが先にいたり、後で来た人だけでやれば良いということもできないし、常識のある皆さんであるから委員会だけはきちっとした形である程度の妥協点を見いだしていけないと難しいかも知れません。

委員； 私は最終的に私の案、私案を出したいと思っております。後は市民とか議会とか執行部で判断して決めることであります。

議長； まず叩き台としてやっているわけで私たちがやっていることがそのまま料金になるわけではないので、これを議会などで、私たちは頼まれたことをきちっとした形で答申するのだから、最終的には検討委員会で作った試案をそういうものを採用したよという形になれば良いのだけれども、全部修正してしまっっては水泡になってしまっっては私たちのやったことは何だったのかということになるので皆様方できちっと考えてやってくださいよとお願いしているわけですので。他に何かございましたらどうぞ。後10分ほどで上水の方に入りますので下水については後10分くらいご審議願いたいと思いますがよろしくお願い致します。

委員； 私も素人でこういうことは難しく質問する内容がなかなか思い浮かばない、グラフを見

て1～3案まであったらどの案にしたらいいのかなってくらいの事ですけども、結局どの案にするのかという根拠というのが自分ではこの案にした方が良いという根拠みたいなのが言えないとか身近に水道・下水道料金等は分かりますけれども、どうしてもこの案にするとなると自分でこういう考えだからこの案にした方が良いと思いますというのがなかなか上手く言えないと思います。上手く言えばこうだからだと中間を取って、例えばこの辺りが良いのかなと。

議長； その中で一つだけを選んで、それを選んだ根拠は何かと聞かれたときになると説得力が大事でなかなか説明できないと。余り選択肢がいっぱいに広がるとそういう問題もあると思います。だからその辺難しいところもありますけれども、やっぱり納得してこの方が分かりやすい形で。

委員； 3案がありますけれども、仮に事務局の方はこの3案がこれからどれくらいの維持管理と一般会計から幾らも出さなくても良いようにするには3案の中でどの辺が妥当というのは分からないのですか。

事務局； 飽くまでも下水道課としては第1・2・3案とも平成26年度の維持管理費込みの“**8億8,288万6千円**”をクリアするにはどうしたらいいかということの3案ですから、3案とも維持管理費をクリアできる基本料金と従量料金としていますから3案とも維持管理費は賄えますということですが、直接下水道を担当している側としては入ってくる金が多ければありがたいです。

議長； それでは副委員長さんからご意見がありますのでどうぞお願いします。

副委員長； 私はこの第2案の基本料金1,800円の従量料金160円というのがいいと思います。

議長； 副委員長のご意見だから重みがあるけれども、第2案が妥当ではないかというご意見がありました。大分具体的になってきましたので、皆さんこれにつきましてご意見ありましたらどうぞ。

委員； 私は先回と先々回、欠席しましたので非常に頓珍漢な事をお伺いするかもしれませんがけれども、基本料金による固定費回収率で見ると第2案では“**24.9%**”くらいということですので、そういう見方をすればいいのですよね。

事務局； 第1案で“**20.8%**”、第2案で“**24.9%**”、第3案で“**27.7%**”と確かに基本料金が多ければ余り使わなくても実入りが良いと言いましょか、下水道としてはその方がありがたいですけども、ただ先ほどもお話ししましたけれども水道料金については少子高齢化ということで基本料金を下げていきたいということになって少しでも高齢化社会に対応して安くしていきたいとやっていることですから、逆に下水道の場合は基本料金を高くしてしまいますと高齢者や家族数の少ない方に負担がいっぱい掛かるということになります。

6ページの所を見ていただきたいのですが、表を見て第1案の場合は、数・量が少なければお金も少ない。黄色の第3案の方は逆に基本料金が高くても数が少なくても多いけれども、多く使えば安くなるということになりますので皆さんの基本料金を安くして従量料金の高い方が高齢者とかには有利な額が出るのかなという感じがします。

委員；　ということはこの表を見ると 11～20 で見ますと 24.0%になっていますから、これが一番多くあると考えて段々とこれに近づいていくわけですね。いっぱい使っている家庭が少なくなっていくわけですから私は第 1 案が良いような気がします。

議長；　ありがとうございました。何かございませんでしょうか。

委員；　2 ページの料金収入等の推移の折れ線グラフを見ますと収入の方は料金収入が 6 億から 8 億位で、後は税金から来ているもので政策が変わってもどのようにしていけば良いのか、下水に一般会計からこれだけ貰っているのも税金が高くなりほしくないかという心配もあります。

事務局；　先ほどもお話ししましたけれども繰入金は一般会計から繰り入れています。平行になっている部分の料金はまだ 26 年度の改定も入っていませんのでその料金改定によって維持管理費と料金収入の差が詰まれば、それだけ料金としての収入がありますので繰入金が少なくなっていくことがありますので料金が幾らになるかによって繰入金が変わってきますので繰入金というのは皆さんが納めた税金が入ってくるわけですし、下水道使用料というのは使った人が払う部分ですから、そうなることによって平等になるということで近づくと思いますので料金で少しでも埋められれば繰入金は少なくなり、繰入金が少なくなるということは一般会計にかかる負担が少なくなるということです。

議長；　何かございませんでしょうか。

委員；　7 ページのグラフを見ますと 50 m³までは大体第 1・2・3 案ともそろっているみたいですが、私は下水道課の方の考えに賛成します。

事務局；　グラフで 50 m³くらいまでは皆平らなので下水道の方の考え方に賛成してくれると言いましたけれども、飽くまでも皆さんに検討してもらうことなのでよろしくお願いします。

議長；　それでは 3 時になりましたので半分経過したわけでありましたが、下水道料金につきましては大分議論が佳境に入ってきました具体的な数字も見えてきたように思われます。
引き続きまして水道の方に移らせていただきます。下水道はこの次に皆さんで協議したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。それでは水道料金の検討につきまして説明をお願い致します。

4. 2 水道料金の検討（資料：上水道資料）

事務局；　それでは水道の方の説明ということで私の方からお願い致します。まずは事前にお送りさせていただきました資料によって説明をいたしますが一つ目には資料の差し替えをお願い申し上げたところでございます。内容につきましては前からお示ししていただきました第 3・4 案の料金表を私の方でチェックをいたしましたところ、下の方の従量料金の欄で温泉旅館用 80 円ということで使っておりました。この料金表自体では前の資料からも 80 円に入れておりましたが、試算の計算の所で高い料金を使って計算しておりましたということでそれ以外の場合、1・2 案とずれが生じたので現時点で合わせるために正しい温泉旅館用の 80 円の単価で計算をしておりましたので、その区分を他の単価の所で少し調整をさせていただきました。その中で差し替えということで入れさせていただきました。第 3・4 案の資料の差し替えをお願い致しました。

次に上水道資料ということでグラフと表をそれぞれ載せております。先般、委員さんの方から数字だけではなかなか分からないというご指摘を頂きましたのでグラフの作成をいたしました。それで1・2ページ目ということで案をグラフに表したもので1ページ目は13～30mmということで表しておりますし、2ページ目はそれよりも大きい口径の40～100mmということでそれぞれ出しております。これも地区別に現行料金と第1～4案までを表した場合にどうなるかということでございます。基本料金の他に13～30mmの所では一般家庭での部分が多いものですから、7m³を使用した場合とか、25m³を使用した場合、また65m³を使用した場合というような事で件数の多い所の水量区分で一応表したグラフであります。さらに40～100m³の表につきましてはどちらかというところが多くありますので基本料金の他は基本的に多い水量を使った場合というような事で作成をしております。

それで現行の料金が用途別ということで使用している荒川・神林・朝日地区については口径が大きくなって変わっていくということは現行料金ではありませんのでグラフの表の所を見ていただくと現行料金の所で、例えば1ページの13～30mmの所でも現行料金の欄は同じ料金が入ってきて1案との比較ができるような形になっております。ただ荒川地区についてはメーター使用量が加算されておりますのでご覧頂くと分かるように少しずつ違いがあるということで表示しております。

それから次に3～6ページの表につきましては、先ほどのグラフの部分とほぼ同じような区分でこちらは現行料金とそれぞれの案との差額がどうなるかということでその差額の金額を表しております。3ページと裏の4ページについては第1・2案との比較、5・6ページについては第3・4案との比較した場合に分けて作成をしております。資料を見ていただきますと**村上地区**では13～40mmの口径の部分ではどちらかというところ現行料金よりも上がる傾向ですし、それ以上の50～150mm、150mmについては特殊な所ですので承知はしてませんが、大きい所については下がる傾向にあります。**荒川地区**では以前から申し上げていますように全体的に上がるということで表を見ていただくと現行料金よりも下がる部分が出てこないのかなど。**神林・朝日地区**については口径が25mm以上で営業などのなるべく大きな所では差額が大きくなるような傾向にあるのですが、その中でも使用水量が多くなってくるとどの口径でも下がる傾向にあるということで一様ではないということでございます。

最後の**山北地区**については荒川地区とは逆に全体的に下がる傾向であり、グラフと差額の表を見ていただくと前よりはご理解頂けるのかなと思います。

今お配りします資料がありますのでこちらの方の説明をさせていただきます。今お配りしましたA4・横のものにつきましては急に思い付きましてここに来る前に作成してきました。

4つの案のそれぞれの基本料金・従量料金を一覧で見られるようにということで作ってみました。左上の方から順に第1・2・3・4案ということでそれぞれの基本料金・従量料金の単価を一覧に出しております。例えば第1案では基本料金について基本水量10m³までを基本料金に含みますというのが口径13・20mmの二種類ということで設定をしておりますので13mmで1,700円、20mmで2,000円ということになります。一方、基本水量なしという部分について口径25mm以上は1m³から従量料金がかかる設定ですのでそれぞれの基本料金を表示しております。それから従量料金につきましては1～100m³までということで基本水量のない25mm以上の所ということで120円/m³を頂きますと。その下の11～100m³までというのは13・20mmの10m³を超えた場合で、例えば11m³を使ったお宅については10m³を除いた1m³について120円を頂きますよということでございます。それ以上の101～500m³まで、501m³以上については全体の合計が同じ量になりますのでそれぞれ125円/m³・135円/m³ということで、前にお示ししています案ごとの表をここにまとめました。第2案以降についても同じような感じで作成しておりますので、1案はどうだ、2案はどうだというときにこれを見ていただければ大体ご理解頂けるかなと思っております。水道の方の資料の説明は以

上でございます。

～ 質 疑 応 答 ～

議 長； ありがとうございます。数字がいっぱい出てきましたのでその中でもずっと個別にご審議願ったわけではありますが、今出たものは全く同じものでありますけれども棒グラフにしたり、表にしたりと分かりやすいような形で事務局が整理してきたものです。これを見まして今までの事も含めまして何かご意見がございましたらよろしくお願い申し上げます。下水よりも少々複雑でありますけれども基本的な考え方としては同じだろうと思っております。

委 員； 説明を聞いたのだけれども、お話したことを箇条書きで書いてくださればまた資料を見て考えることができるのですけれども、次から次へと説明がくるので忘れてしまうし、良くわからないのです。皆さんは専門家だから一例を上げれば2・3・4案も分かるでしょうと言いますがとても分かりかねます。例えば棒グラフの方で先ほど説明したことを字数にすると400字くらいしか喋っていないのではないかと思いますので、そういうのを項目ごとにプリントと同じように書いていただくと帰ってからも見たり聞いたり復習もできます。このままだにご意見がありませんかと言っても理解するのに精一杯でご意見所じゃないです。

議 長； ありがとうございます。他に何かございませんでしょうか。審議すればするほど段々と分からなくなるというか間口が広がって視線が定まらないという感じがしますけれども、基本的には水道料金の一番の妥協点、皆で今までばらばらだったやつを一つにするわけありますから、先ほどの下水と同じように問題点を洗い出して、そして話し合っただけで良いものを決める。これもまた基本料金を取らなかつたり、いっぱい取つたり、安かつたり、高かつたりするわけありますから、下水と同じような考え方で処理していかななくては少々難しいのではと思います。

委 員； さっきの質問に付け加えなのですが下水道の所でも話が出ましたけれども、例えば独り暮らしが段々と増えると基本料金を最初からぐいっと上げては大変ではないかと。水道料の場合はどうだとか、そういうふうに考えるとこうだとか頭に何かあると分かるのです。私たちでは出せなくてなかなか出てこないのです事務局で考え付くような事を実態なども見て、村上ならこうだとか荒川ならこうだとかというふうに簡単に書いていただくと分かりやすい。

委 員； 例えば試案のメリット・デメリットみたいなのを書いてもらえると。第1案だったらここが良い所でここが悪い所だとかを書いてくれば。

委 員； 今委員が言われたことに私も賛成なのですけれども、私たちが分かりやすく判断しやすいように事務局の方をお願いしたい。

委 員； お話した原稿があれば、議事録ではなくて説明した原稿があればそれを持ってきてくれると。上水道でも下水道でも同じですけれども。

議事録を提出するときその内容が分かりやすいようにそんなに長くないようにこのように事を説明したということを出してもらえれば、先ほどお願いした議事録の段階にその次に前もって送付していただければ、それを見ながら今度はもう少し突っ込んだ話ができるのではないかと。説明を受けても分からないこともあると思いますので。

委員； この次やるときは私たちがその場で判断しやすいようにさっきも言いましたが、収入ではまず下水道の方があって第1案では収入が増えても皆さんにとってはどういうふうな判断をすればいいのかと思うわけですね。村上市役所にとってもここにいる皆さんにとっても。

委員； これもやっぱり第1～4案まで賄っていけるものなのですか。

事務局； この試案の作成の仕方としては平成26年度の時点で必要になるだろうという料金の総額に近くなるような形でそれぞれ計算しております。例えば一般家庭の件数での大きな変動はないものですから、それらについては現状と同じような区分で例えば13mmのメーターを使っているところの家庭は何千件あるとか、20mmについてはどのくらいあるのかというのが今の統計資料から出てきますので、そういった件数についてはそのまま当てはめてそれぞれ計算しておりますし、使った水の量については天候とかいろいろな条件も出てくるのですが人口の減少も少しずつ進んできますので、そこから使った水の量は下がってくるのだろうとその事を照らして年間の水量をこれくらい使っていただくとそれぞれの案で取りあえず単価をこの金額で当てはめていった場合には大体同じような総額になるということで計算をしております。

先ほど事務局としてはどうなのかという話が下水の方でも出ましたので、水道の方で作成したグラフや資料で考えていきますと一番多い所の一般家庭等については第3案というところが現行料金と上がる部分についての差額が低く抑えられるのかなと思います。ただそれも一律に良いですよという状況ではないですので、第3案だと口径の大きい所が逆に差額が高くなってしまおうという内容ですので一概に3案が一番良いですよという結論は出ませんけれども、ただ一番身近な所の一般家庭では3案が一番影響が高いのかなと。後ろの大きい所を弄るにしても比較的弄りやすいのかなという感じがしております。

議長； 事務局案としては3案とはっきりとは言いたくも言えないわけでありましてけれども、要するにどういうふうにしても答えは決まっています式をどのようにするかという話なので下水道と同じように維持管理費はおおよそ決まっているわけですから、それに限りなく近づけるような形で料金設定をするということが基本的な考えだろうと思います。

委員； 先ほど口径13mmとおっしゃいましたけれども、ここを見ると20・25・30とかありますよね。一般家庭で使われているのはどの口径なのですか。

事務局； 一般家庭では13mmが大半を占めますし、その他20mmを使っている家庭もあります。

委員； その割合について分かりますか。

事務局； その二種類で件数だけですが8～9割ほどあります。

委員； 13・20mmが大半だということですがけれども、先ほどの第3案であれば20mmがどんな事になっているか料金が高くなるような話でしたよね。

事務局； 今、言われた部分になりますと20mmについては何故そうなるかというふうになりますと第3案では基本水量5m³までという設定をしたうえで13mmの所までということでの試算をしておりますので、そうすると20mmの方については第1・2案だと20mmまで10m³を基本水量ということで設定しておりますので、そこら辺の違いで20mmの第3案についてはまた高くな

る幅が大きくなるということですね。口径によっても同じですので、第3案とした場合でもそこら辺をどこまでということも考えていかないと駄目なのかなと思います。

委員： その13・20mmの世帯数の割合で多い方を有利というかその方が平等と思いませんか。

事務局： 13mmの方が圧倒的に多いです。

委員： 多い方に合わせるというのはどうでしょうかね。

事務局： どちらかという一般家庭用の所ではなるべく現行料金との差を詰めたいなというのはありますが、逆に言うとウエイトが大きいものですから、そこを下げると下げた分だけ他へという形になってしまいますのでその辺がまた割合が多いような気がします。100円下げても全体的には大きくなってしまうということもありますのでちょっと難しい部分があります。

議長： この第2案の口径13mmで基本水量10^mまでが基本料金1,700円、第3案の半分の5^mで1,250円と第2案の10^mの方が単純計算では得のような考え方は素人考えでもできますが、10^mより使わない人であれば基本料金の1,700円で一ヶ月何とかできるかと思います。その方が第3案のこのような希望するのだけれども、その辺の所で何か説明はありますか。第2案は5^mの倍で1,700円、第3案は10^mの半分で1,250円と単純計算であれば2,500円になってもいいような感じがします。

委員： 今の話に出ている中の13mmを使っている家庭を中心に料金を考えると基本的な事を皆で幾つか統一しませんか。

議長： いっぱいあると分かりにくくなるので先ほどご意見にもありましたけれども、一番使う口径や使っている世帯も一番多いものを基本に据えて、それらを考えていかないと大きい所の温泉とか学校とかなどの水をいっぱい使う所を基本に置くとややこしくなるので、もっとも一般家庭に共通している料金などを一つひとつまとめていかないとなかなか間口が広がらないと思います。

そしてこの13mmの所に焦点を当てて1・2・3・4案があるわけだけれども、事務局では第3案が良いのではないかなという考え方もありました。これから少子高齢化になっていって水道当局としてみれば基本料金の高い方が安定的に基本料金1,700円が入ってくるのでその方が安定した収入に繋がるわけだけれども、皆さんの生活を考えるとすれば小さくして基本料金も小さくする。生活している皆さんにしてみれば、その方が良いのではないかと考えております。

それで皆さんにお伺いするわけでありましてけれども、その辺の所を踏まえながら1・2・3・4案の基本料金の中から何かありましたら、どうぞ。

委員： 先ほど委員長さんが言ったように第2案だと10^mで1,700円、第3案だと5^mで1,250円となり、5^m以上だと118円/^mずつ加算されていくので10^mまでは1~2人暮らしの家庭であれば、間に合うのではないかなと思いますので私は第2案が良いのではないかなと思います。

委員： 私もこれからの世帯の人数を見ますと一人暮らしの人が多くなるような気がしますし、それから電化製品なども節水型のものが出てきていますし、電気料などもそんなに掛からない

ので基本料金を 10 m³にしたほうが少人数の家庭には優しいと思います。

委員； 基本水量 10 m³と 5 m³だとどちらの件数が多いのですか。村上だと大変親切でお前の所に水がたくさんいっているが壊れていないとか、いない所の人も基本料金を払っているのをやめたらどうかとか、色々と世話をしてくれて大変ありがたいのですが、その辺は大体分かるのですか。

事務局； 今の質問ですが私は去年、違うところからきたのですが、水道料金・下水道料金の徴収の仕事をさせてもらっています。それで少子高齢化になってきていますので老人世帯とかを見ますと基本料金が多いです。今現在 10 m³になっていますが話を聞くとかなり節水していますので 10 m³より下回って使っているのではないかという懸念はあります。そういうこともありますので私はその事を発言していいのかさっきから迷っていたのですが発言させてもらいますけれども、下水道の基本料金も含めて基本料金は抑えた方が良くと思います。それで余計に使っていたりした場合にお金が掛かる方が良くと思いますし、村上市もゴミなんかも余計に出す人が多く負担するという公平を考えていますし、また、節水もしながら環境に優しい取り組みをしないといけないという事からいきますと基本料金は抑えていった方が良くのかなと。そうすることによって老人世帯の方々の節水しているところが出てくるかと思えますし、事業とかをやる方は若干上がるかもしれませんが、事業家であればそれを遵守してプラスにしていますので上がる場所からは頂いた方が良くと思いますのでそのような観点で検討していただければありがたいなと思えますし、村上はちょっと 10 m³では可哀想だなというところもありますし、料金未納になるのが困ります。今は 3 ヶ月未納になりますと給水停止という強制手段を取っていますが可哀想な所がありますので色々と話を聞きながら一回だけ開けますよとやっていますけれども、そういうことから考えてもある程度使った分という考え方で決めていただく方が良くのかなと思えます。

議長； 今のご意見は基本料金を抑えて従量料金を少しでも上げていいのではないかという考え方ですね。村上市はアパートとか住んでいる人が案外多いのですね。そういう人が 10 m³をとてもしゃないが使いこなせない。節水もしているだろうけれどもちょっと可哀想ではないかなと。だから 5 m³にして基本料金を下げて従量料金を上げたらどうかという考え方ですよ。

事務局； 今の割合的な部分の話になりますと前にお配りしました資料の 7-2 の表になります。お手元がない方もいらっしゃるかもしれませんがこれを見ていただきますと今言われたように地区ごとに基本料金で水を使った量が 0 m³という方、それから 5 m³までの方、10 m³までの方ということでそれぞれの区分で分けております。それで大体 10 m³くらいの所までが約 25～35%とどの地区もそんな形になっておるようです。ただ 1～5 m³まで使っているところと 6～10 m³まで使っているところをその二つの区分で見ますとどの地区も同じくらいの割合になっております。そのデータを見ますと一人暮らしのお宅だと 1 ヶ月 6・7 m³ぐらいを使っておられるのかなという感じがしておりますので、そうすると 5 m³うんぬんというよりちょっと一人暮らしのお宅なんかでも使っているということからすれば、その辺の基本水量を先ほどのご意見ではないけれども 10 m³までは基本料金に含む方が良くのではないかというご意見も出てくるのかなと思っております。二人暮らしだと 1 ヶ月で大体 14 m³かそのくらい使っておるようです。ただ割合的に多いのは 25 から先ほどの下水の量ではないのですけれども、25～30 m³の世帯数が割合的には多くなってきている状況であります。

議長； どうもありがとうございました。この表を見ると分かると思いますが村上市で 1～5 m³ま

でが“1,416件”もあるのですね。

委員； 0 m³も“452件”あります。0 m³は1 m³まで使わないということ。

事務局； 使っている状態にはなっていますけれども実際には使われていないところもありますし、今言われたように1 m³に満たないくらいで終わっているところについては0 m³ということになります。2ヶ月に一回の検針ですのでそこで1 m³のメーターが出たとしても1ヶ月目は0 m³、2ヶ月目は1 m³という計算になってきますので、そこら辺を細かくいくとこれくらいの表では収まりきりません。

委員； 0 m³で400件ぐらいというのは全く使わないでも基本料金はありますよね。

事務局； 開栓と言いますか実際に開かれている状態になっていれば、基本料金は掛かるという形になります。基本料金を5 m³にするか10 m³にするかというところが問題だと思います。

委員； 結局、第2案だと20~30 m³までの使っている世帯が多いわけですよね。その人たちには第2案が優しくて、高齢者とか余り使わないご家庭では3案が良いですよね。

議長； 本当に難しいですね。これからそのような事がいっぱい出てきたときに基本料金を低くしてちょっと従量料金を高くした方が良いような気がしますね。

委員； 例えば基本料金を決めるときに5 m³だとか10 m³だとかにすると6年後からそうなるというわけですか。それとも市の方で案が出たら、できるだけ早くそういう線に結び付けて料金を改定するという考えですか。

事務局； 合併協議会の協定があるのですがその中では段階的に改定をして26年には統一をするということになっております。

委員； その6年間の間に例えば3年までやってみて、そこでまた改定して最終的には一番理想的な案の所に押し進めて7年目から実施されるというふうに考えれば良いわけですか。

事務局； その前に見直しをして料金を統一するというのではなく7年目に統一すると。

委員； それまでは統一でなくてもこうあってもいいと段階を踏んで統一まで段々と近づけていくのに統一料金でもなくてもいいということですね。

事務局； それはもうやむを得ないことですね。

委員； 最終的に統一料金になるのは7年目。それまでの移行措置みたいなのは特に考えなくても良いということですね。

委員； それまでは現行どおりでやるのですか。

事務局； その前に問題が生じたときはとそうゆう段階的に解釈できるような方法にして多くなるう

と思います。きっちりと決めてしまうとまた大変な事になるということだろうと思いますね。

委員； その辺をはっきりとしてもらいたいね。段階的というのは分かるようで分からないので、6年後を目安にして線を引いて収入や繰入金を近づけて料金もできるだけ幅を狭くしていこうという案なのですが、その途中ではこのくらいでと、ここまでいったらこのくらいでと、6年目になったらこれくらいまでというのを段階的ということですか。

委員； 後2～3年後にある程度こうゆう見通しを立ててからやるのでしょうか。3年くらい先になるとか。

委員； 私たちの委員会で決まったことを6年も眠らせておくというのは多分おかしいと思います。またその内に検討委員会があって新しい現場で決まったわけではなくて。

事務局； そういうことも考えられます。合併協定書をそのまま読めば、『合併後6年間で段階的に料金改定を行い、合併7年目に料金を統一する。』7年目と年度区分から申し上げれば平成26年度になります。

委員； 26年度からやるよと。こうやると素晴らしいという案が第1～4案ということです。けどそこまで段階的というのは基本水量を決めるとしても5 m^3 が良いか、10 m^3 が良いかという大変難しいので思いつきを聞いてみたのですが、先ほどから出てはっきりしたのは高齢化が進んで少人数になってそういったところを思いやるような水道料金にしようじゃないかというのは皆さんと同じような考えで聞いているのだけれども、そこをまとめても良いのではないですか。そういうところから見ていくと。さっきちらちらと出てきたのは1案の場合はこれだし、3案の場合はこうだというような観点が出てきたのですが、そこら辺をもう4時になるので事務局の方からそういう観点から見るとこの案はこうですよと私がさっき言ったのを是非文書で書いて説明していただきたい。

議長； 先ほど事務局から第3案が良いのではないかとというのがありましたけれども、色々と皆さんにお伺いしてこれから進んでいくだらう少子高齢化の世帯が増えるからそれに照準を合わせて基本料金を低く、従量料金を少々高めに設定した方がスムーズにいくのではないかとご意見もありまして、頓挫したわけでありましてけれども世帯の多い方の事を考えると2案が良いのではないかと思います。

委員； 朝日の場合で見ますと大体10 m^3 で1,300円くらい使っていますから、朝日の場合は10 m^3 が適当だと思います。

委員； やっぱり少人数世帯の事を考えれば3案で良い所があるので2案にもう一つ付け加えて人数が少なかった場合はこの値段というふうの一つ入らないのでしょうか。そうすれば10 m^3 を使わない。そして今おっしゃったように未納の人が増えると特に一人暮らしだったりすればお金は少なければ少ないほど良いのだろうし、一人暮らしの家はこっちの料金とかでいうのはできないのでしょうか。

議長； 人数で少ない場合はこういうふうにはできないかと。

事務局； 減免措置みたいな事ですか。減免という形になりますとなかなか条例規則の関係とかが色々

と出てきます。この料金についても条例にぶつかりますので同じ関係になりますが、今言われた部分については私もはっきりとしたところを申し上げられないのですがどこかにそれに近いような料金の設定をしていたところがあったよううっすらとした記憶なのですが、その方が今のご意見ということで帰ってから調べてみたりして検討をしたいと思います。

ただその前になりますと使っていただく方も私たちが料金計算をする側も余り繁雑になるような部分も確かに考えられるのです。だからその辺をどう問題整理できるかということもありますのでちょっと検討させていただきたいと思います。

5. その他

委員； 確認ですが水道料金については非課税世帯であろうと生活保護世帯であろうと何であろうと減免といった措置は村上市はやってないですね。

事務局； 実際には今言われた部分での減免はしておりません。中には管が古くなって屋敷の中で管が傷んで水が漏れていたとか、コンクリートの下とかで分からないところでの漏水については半分とか減免の取り扱いを実際にしております。それ以外では取扱いはしておりません。

6. 閉会

委員長； それでは定刻になりましたのでこの辺で終わらせていただきたいと思います。今言われたように大分具体的に見えてまいりました。上水道は第2案、下水道につきましてはまだですが、ある程度の思っていることを皆さんにお伝えしたわけでありますが私語もはさみまして失礼したこともあると思いますがよろしくお願ひ申し上げます。次回は何日にあるかわかりませんが、皆様方の素晴らしい意見を持ち寄って徐々に具体的にしていきたいと思ひます。それでは副委員長さんに閉会のあいさつをお願いします。

副委員長； 大分いい質問も出てまいりましてありがとうございました。今日は皆様にはお忙しい中、大変ご苦勞様でございました。